

四日市市告示第 214 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき、平成 28 年度予防接種（個別接種）の実施について次のとおり公告する。

平成 28 年 4 月 1 日

四日市市長 田中 俊行

1. 目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 条）第 4 条第 5 条に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 対象者

①四日市市に住民登録がされている者で、各予防接種対象年齢にある者

②東日本大震災の特例（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）にあたる者で四日市市に居住している者については、事前の申請により四日市市長が認めた者で、各予防接種対象年齢にある者については、対象者とする。

※住民登録のある市町村で還付制度のある場合は、対象外となりますのでご注意ください。

③東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）に基づく指定市町村からの避難住民で、各予防接種対象年齢にある者については、対象者とする。

※全額四日市市負担となります。

②・③については、対象者は事前に市こども保健福祉課にて予診票発行の手続きが必要です。

3. 実施場所

別に定める市の予防接種委託医療機関

* 医療機関は窓口に「四日市市予防接種委託医療機関」の標札を掲げること。

4. 接種料金（自己負担）

無 料

5. 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

6. 接種を受けることが適当でない者（予防接種不相当者）

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 日本脳炎の対象者のうち、13 歳以上の女性への接種に際して妊娠している者又はその可能性がある者

(5) BCG 接種の対象者にあつては、外傷等によるケロイドが認められる者

(6) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

7. 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (7) 子宮頸がん予防ワクチン接種対象者については、妊娠又は妊娠している可能性のある者
 - ①子宮頸がん予防ワクチン接種対象者については、妊娠中の接種に関する有効性及び安全性ならびに授乳中の接種に関する安全性は確立していないことから、妊娠または妊娠している可能性のある者には接種を行わないことが望ましい。
 - ②子宮頸がん予防ワクチン接種対象者については、授乳中の者への接種は、予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断された場合にのみ行う。
(なお、接種時に感染が成立しているヒトパピローマウイルスの排除及び既に生じているヒトパピローマウイルス関連の病変の進行予防効果は期待できないことに留意する)

8. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

定期の予防接種の対象者であった者であって、定期の予防接種の対象者であった間に、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、(1)の特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間((2)の場合を除く)、定期の予防接種の対象者とする。ただし、下記のことを条件とし、接種する場合は「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を市こども保健福祉課へ提出すること。

(1) 特別の事情

①次の(a)から(c)までに掲げる疾病にかかったこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る)

- (a) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- (b) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- (c) (a)又は(b)の疾病に準ずると認められるもの

※注 上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

②臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。)

① 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

(2) 対象期間の特例

- ① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳(沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。)に達するまでの間
- ② 結核については、4歳に達するまでの間
- ③ Hib感染症については、10歳に達するまでの間

④ 小児用肺炎球菌については、6歳に達するまでの間

※特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）により定められたMRⅢ期・Ⅳ期の対象であった者についても、本制度は該当します。

9. 対象年齢

- 1) ヒブ感染症 生後2か月以上5歳未満の当該予防接種未接種者
- 2) 小児用肺炎球菌感染症 生後2か月以上5歳未満の当該予防接種未接種者
- 3) 結核 生後1歳未満の当該予防接種未接種者（標準的には生後5か月から8か月未満）
- 4) 百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ（四種混合）
生後3か月以上7歳6か月未満で当該予防接種未接種者
- 5) 麻しん風しん混合（MR）
 - ① 第1期・・・生後12～24カ月未満の第1期予防接種未接種者
 - ② 第2期・・・5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者で第2期予防接種未接種者
（小学校就学前の1年間：4月1日～3月31日の期間）
※平成28年度対象年齢：平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ
- 6) 水痘 12カ月以上36カ月未満の当該予防接種未接種者
- 7) 日本脳炎
 - ① 第1期：・標準接種対象者は、3歳以上7歳6カ月未満の当該予防接種未接種者
※ 生後6か月以上3歳未満の方は、日本脳炎流行地（東南アジア等）に渡航するなど、日本脳炎に感染するおそれが高い場合には、定期の予防接種として取り扱います。
・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者は、20歳未満の間で当該予防接種未接種者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者）
 - ② 第2期：・9歳以上13歳未満の当該予防接種未接種者
・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者は、9歳以上20歳未満の間で当該予防接種未接種者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の積極的勧奨が行われていない可能性がある者）
- 8) ジフテリア・破傷風（DT） 11歳以上13歳未満の当該予防接種未接種者
- 9) ヒトパピローマウイルス感染症
小学校6年生（12歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子
※小学校6年生とは12歳となる日の属する年度、高校1年生とは16歳となる日が属する年度。留年又は外国の教育制度での学年は適用されない。